

第14回（仮称）練馬区自治基本条例を考える区民懇談会

起草部会 議事要旨

【日時】平成18年5月22日（月）19:00～21:00

【場所】本庁舎5階庁議室

【出席者（※敬称略、50音順）】

大島いずみ	沼田良
木戸陽成	長谷川和寛
関根和弘	三浦亜紀
高橋司郎	村上祐允
	若井治子

議事次第

1. 答申案の作成に向けて
2. その他

1. 答申案の作成に向けて

（1）答申の構成など

- ・ 答申は、章は残すが、節、款はカットし、単に数字スタイルにしてはどうか。
- ・ 答申は、小括りで解説を入れるスタイルにするか、ある程度まとめて括り解説を入れるか。

（2）答申案の主な修正について

- ・ 前文は、A修正案を基に所要の修正を加える。
- ・ 「コミュニティ」の定義については、目的で縛る必要がないためB修正案でいく。
- ・ 「コミュニティ活動」の定義も追加する。
- ・ 「コミュニティ」を使っている他自治体の自治基本条例を事務局で調べる。
- ・ 第1章に「目的」を追加する。
- ・ 最高規範性について、解説①②は削除する。
- ・ 「自治の基本原則」はこのままとする。
- ・ 「自治の育み」は表題のみ「区民の責務」に変更する。
- ・ 「議長の諮問機関」は表題を「諮問機関の設置」とし、解説文の「議長」は「議会」に変更する。
- ・ 「職員の責務」について、「区長を補助し、区民福祉の向上を図る役割を担います。」を追加する。

2. その他

- ・ 次回の区民懇談会（6月12日）では、各委員から意見がある場合には、事前に事務局へ提出してもらおう。
- ・ その際には、代案を出してもらおうこととする。
- ・ 7月3日に区長提言できるよう次回で、何とかまとめ上げたい。